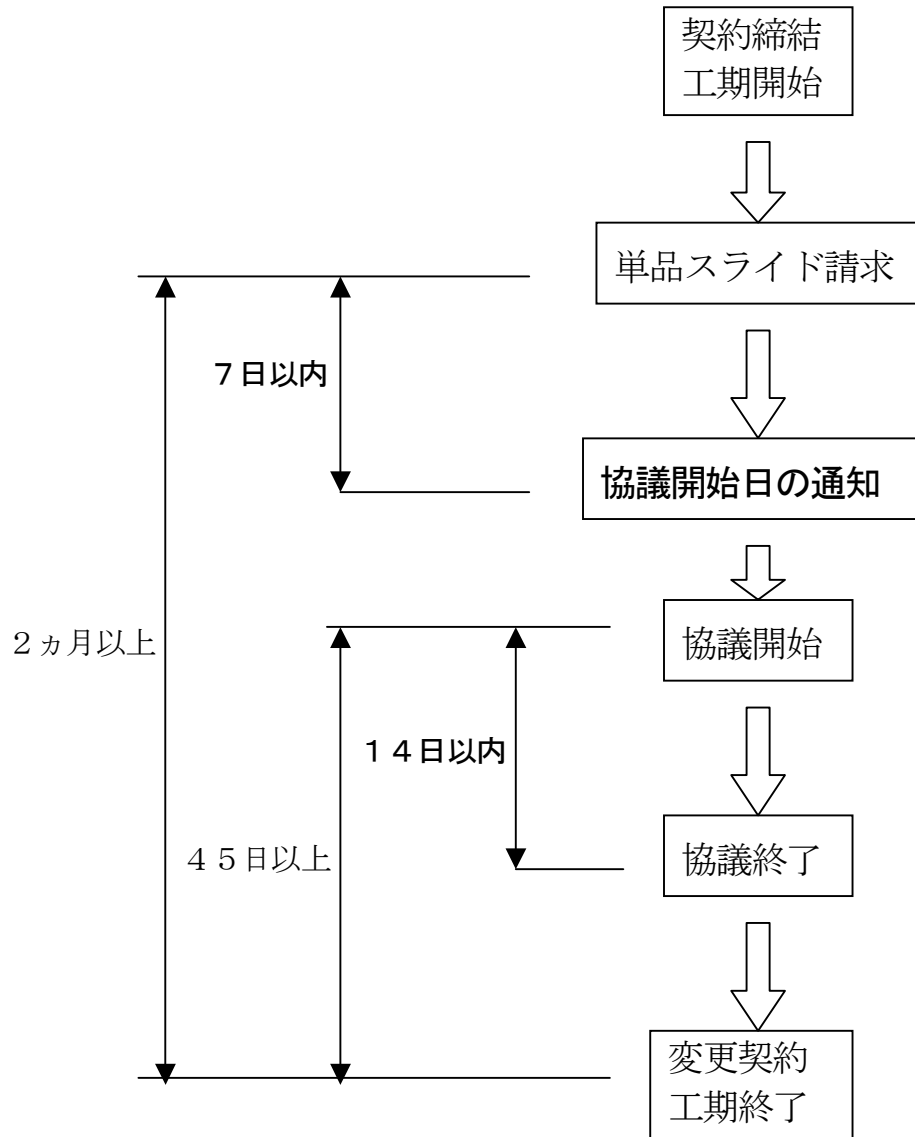


単品スライド条項運用手続きフロー図



1. スライド請求

- ・ 請負者より工期末の2ヵ月前までに請求
- ・ 請負者より、資材納入状況書類提出
- ・ 提出書類に基づき、スライド変更額を算定
- ・ 証明書類等の請求資料の確認

2. スライド額の協議開始日の通知（スライド請求日から7日以内）

- ・ 請負者の意見を聞いて、協議開始日を決定し、請負者に通知する

3. スライド額協議開始

4. スライド額決定（スライド額協議から14日以内）

- ・ 協議が整わない場合は、発注者が定め、請負者に通知する

5. スライド変更契約

- ・ 工期末に変更契約